

津波避難について（暫定版）

この「津波避難について」の情報は、東日本大震災により津波の被害を受けた現時点での地形、建築物を考慮し暫定的に作成したもので、今後の町地域防災計画の改定や基盤整備等により変更されることがあります。

○ 気象庁から発表される津波警報等と、女川町が発令する「避難勧告」又は「避難指示」は連動しています。

津波警報等の種類	女川町からの指示等	避難対象地域
大津波警報	避難指示	・東日本大震災時の津波浸水地域
津波警報	避難の準備を呼びかけるとともに、必要に応じて避難勧告又は避難指示	
津波注意報	注意を呼びかけるとともに、必要に応じて避難勧告又は避難指示	海浜、河口、港湾等から離れる

注1)「避難勧告」…災害が発生する可能性が高まったときに発せられます。

注2)「避難指示」…災害の危険性が切迫したときに発せられるもので、「避難勧告」より拘束力が強くなります。

○ 津波情報の伝達について

町では、「防災広報無線」や「町広報車」等で、津波に関する情報をお知らせいたします。情報が聞こえたら、テレビやラジオなどで情報の確認をお願いします。

※ 防災広報無線については、必ず事前に情報を提供できるものとは限りません。大きな揺れや小さくても長い揺れを感じたら、必ずテレビやラジオなどで情報の確認をお願いします。

※ 今次の震災のため、一部の地域や沿岸部の防災広報無線屋外子局（屋外スピーカー）が機能していません。テレビやラジオなどを活用して情報を入手して下さるようお願いいたします。

○ 津波警報等が発表されたら（震災時の津波浸水地域内に居る方）

★ **すぐに高台や津波避難場所あるいは津波避難対象地域の外（避難の必要のない安全な地域）に避難しましょう。**

★ **近くに高台のない場所や避難に遅れた場合は、避難所、緊急一時避難所、高層階の頑丈な建物のできるだけ上の階に避難しましょう。**

★ **できるだけ海の中（遊泳者）や海上で作業している人に知らせてください。**

★ **できるだけ自動車での避難はやめましょう。**

※ 必ず「避難所」へ避難しなければならないということではありません。とにかく、近くの高台等の「安全な場所」に避難することが肝要です。

※ 女川町では「〇〇地区の方は〇〇避難所」というような指定は行っていません。地域、各家庭などにおいて予めどこに避難するか、どの道路を通るか決めておきましょう。

◇ 避難所とは

学校、公共施設など避難指示解除後も避難生活を送るために避難する施設です。避難所の場
所については、下記をご覧ください。

・ [万石浦～小乗地区 指定避難所一覧](#)

・ [五部浦地区 指定避難所一覧](#)

・ [女川～石浜地区 指定避難所一覧](#)

・ [北浦～離島地区 指定避難所一覧](#)

◇ 津波避難場所とは

一時的に避難するための公園や屋外などです。(避難所としての施設・設備はありません)

〔津波警報解除後、長期的な避難が必要な場合は、避難所に移動していただきます。〕

◇ 緊急一時避難所とは

身の安全を確保するため、緊急一時的に避難する施設です。東日本大震災時には、一部浸水
したものの、上階は使用することができる建物等です。地震・津波被害の程度等、安全性が確
認されている建物を使用してください。